

補助金の減額に関する規定および運用基準（平成24年3月30日総務部長決裁）

減額に関する事由	減額率	運用基準																																								
1. 役員、教職員及び生徒等間において、訴訟その他の紛争があり、学校の適正な運営を期しがたいとき。	100%以内	<p>1. 役員、教職員及び生徒等に係るいわゆる学校内部での紛争等（訴訟、告発、争議、授業放棄等）があり、かつこれに起因して授業が行われない等、教育、研究その他の学校運営が著しく阻害されている状態が相当期間継続しているもの（前年度から引き続きその状態にあったもの及び当該年度にその状態にあったものを含む。）</p> <p>2. 授業が行われない期間に応じ次のとおり減額する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>減額率%</th> <th>期 間</th> <th>減額率%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16日～30日</td> <td>5以内</td> <td>151日～165日</td> <td>50以内</td> </tr> <tr> <td>31日～45日</td> <td>10以内</td> <td>166日～180日</td> <td>55以内</td> </tr> <tr> <td>46日～60日</td> <td>15以内</td> <td>181日～195日</td> <td>60以内</td> </tr> <tr> <td>61日～75日</td> <td>20以内</td> <td>196日～210日</td> <td>65以内</td> </tr> <tr> <td>76日～90日</td> <td>25以内</td> <td>211日～225日</td> <td>70以内</td> </tr> <tr> <td>91日～105日</td> <td>30以内</td> <td>226日～240日</td> <td>75以内</td> </tr> <tr> <td>106日～120日</td> <td>35以内</td> <td>241日～255日</td> <td>80以内</td> </tr> <tr> <td>121日～135日</td> <td>40以内</td> <td>256日～</td> <td>100以内</td> </tr> <tr> <td>136日～150日</td> <td>45以内</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）上記の期間には、日曜日、国民の祝日を算入し、夏期休業等学則に定める継続的な休業期間を除く。</p>	期 間	減額率%	期 間	減額率%	16日～30日	5以内	151日～165日	50以内	31日～45日	10以内	166日～180日	55以内	46日～60日	15以内	181日～195日	60以内	61日～75日	20以内	196日～210日	65以内	76日～90日	25以内	211日～225日	70以内	91日～105日	30以内	226日～240日	75以内	106日～120日	35以内	241日～255日	80以内	121日～135日	40以内	256日～	100以内	136日～150日	45以内		
期 間	減額率%	期 間	減額率%																																							
16日～30日	5以内	151日～165日	50以内																																							
31日～45日	10以内	166日～180日	55以内																																							
46日～60日	15以内	181日～195日	60以内																																							
61日～75日	20以内	196日～210日	65以内																																							
76日～90日	25以内	211日～225日	70以内																																							
91日～105日	30以内	226日～240日	75以内																																							
106日～120日	35以内	241日～255日	80以内																																							
121日～135日	40以内	256日～	100以内																																							
136日～150日	45以内																																									
2. 銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度にひっ迫しているとき。	100%以内	銀行取引停止処分を受ける等再建の見込がないもの。																																								
3. 法令の規定若しくは法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反したとき。	60%以内	<p>1. 違反の内容、状況等により個別に判断する（県の指導等に従わない等悪質なものを）。</p> <p>2. おおむね次の報告、届け出事項については20%以内の減額とする。                      登記の完了、理事長の就任・退任、役員の変更、校長の採用、学則の変更、校地校舎等の変更、教員の異動、児童生徒の事故、授業の停止、教育の調査統計</p>																																								
4. 国、県及び他の地方公共団体又は日本私立学校振興・共済事業団からの補助金又は貸付金に係る条件等に違反し、その返還を請求されたとき。	60%以内	事実の内容、状況等により個別に判断する。																																								
5. 公租、公課、日本私立学校振興・共済事業団、若しくは県のあっせんに係る金融機関の借入金返済又は社団法人宮城県私学退職金社団、宮城県私立幼稚園連合会退職手当資金給付事業、日本私立学校振興・共済事業団の納付金を相当期間滞納しているとき。	20%以内	<p>1. 1年以上は、20%減額とする（特別な事情のあるものを除く）。</p> <p>2. 社団法人宮城県私学退職金社団、宮城県私立幼稚園連合会退職手当資金給付事業、日本私立学校振興・共済事業団の納付金の滞納についてはその期間に応じ次のとおり減額する。                      (1) 6月以上12月未満は10%                      (2) 12月以上は20%</p>																																								
6. 補助金に係る報告、届け出について、その期限を著しく遅延したとき。	20%以内	<p>遅延の状況に応じ次のとおり減額する。</p> <p>(1) 1月以上2月未満は10%                      (2) 2月以上は20%</p>																																								
<p>（注）1. この「補助金の減額に関する規定及び運用基準」は、次の交付要綱にそれぞれ共通して適用するものとする。</p> <p>(1) 私立学校運営費補助金交付要綱 (5) 私立専修学校・各種学校教育振興補助金交付要綱                      (2) 私立幼稚園教育振興補助金交付要綱 (6) 教育改革推進特別経費補助金交付要綱                      (3) 私立学校特別支援教育教育費補助金交付要綱 (7) 私立幼稚園預かり保育推進事業補助金交付要綱                      (4) 私立幼稚園特別支援教育教育費補助金交付要綱 (8) 過疎地域私立高等学校振興補助金交付要綱                      (9) 被災私立高等学校等教育環境整備支援特別事業補助金交付要綱</p>																																										